

飼料用米転換促進事業交付金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響などで主食用米や業務用米の需要が減少している中で、需要を上回る米の作付により米の在庫が過剰となっており、主食用米から非主食用米への更なる作付転換が求められています。

そこで、需要に応じた米政策の取組推進を行うため、飼料用米への取組に対し、新たに独自の交付金を交付します。

事業概要

1 対象作物：飼料用米

※経営所得安定対策等実施要綱に定める交付申請が必要です（令和4年5月頃から申請可）

2 交付対象者：販売農家（個人、法人）又は集落営農

※経営所得安定対策等実施要綱に定める交付申請が必要です（令和4年5月頃から申請可）

3 対象農地：経営所得安定対策等実施要綱に規定する交付対象農地

4 交付単価及び対象面積

- ・ 交付単価：10アールあたり5,000円
- ・ 対象面積：対象地における対象作物の作付面積（アール未満切り捨て）

5 取組要件

- ・ 飼料用米の単収向上のため、①から⑤のうち1つ以上の課題に取組が必要

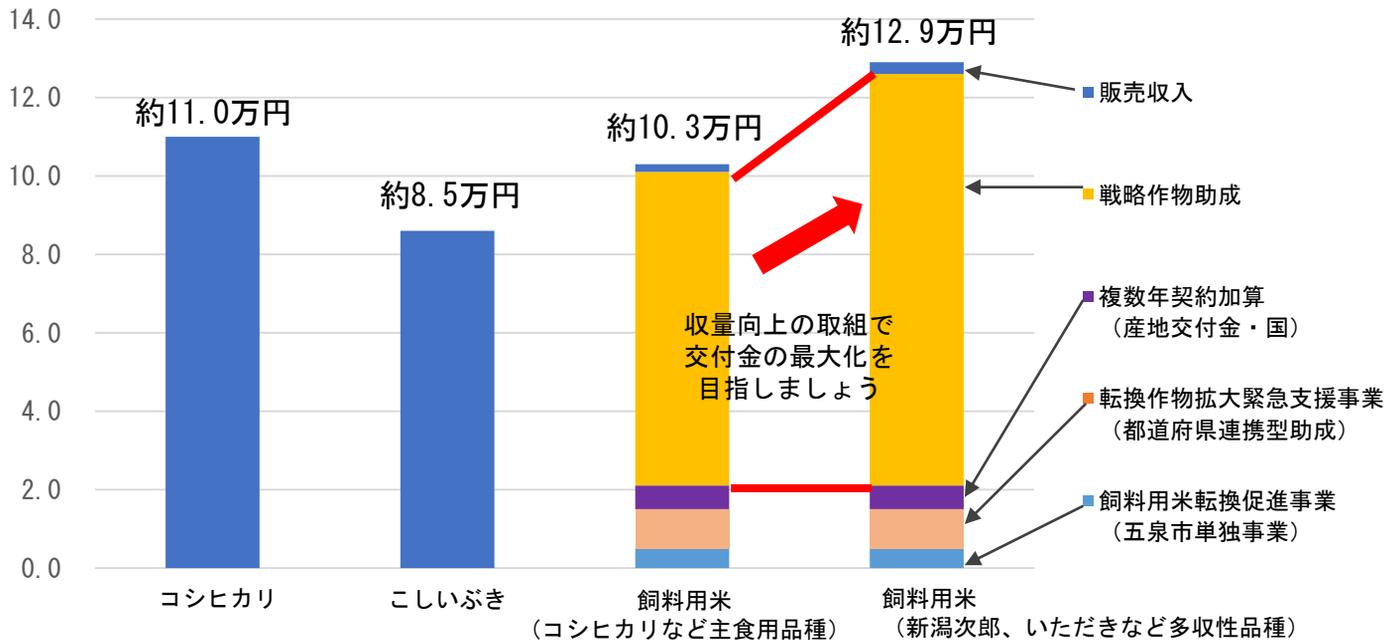
取組番号	取組項目	内容	確認書類等
①	追肥（穂肥）	穂肥は、窒素を中心とした追肥を実施	・ 栽培日誌 ・ 肥料購入伝票の写し
②	多収性品種の導入	多収性品種の作付 （国指定品種、県申請品種及び県が多収と認める品種）	・ 種子又は 苗の購入伝票の写し
③	土づくり	有機資材（堆肥含む）や土壌改良資材（ケイ酸等）の施用	・ 栽培日誌 ・ 資材購入伝票の写し
④	効率的な施肥	側条施肥、流し込み施肥、耕うん同時施肥、全量元肥施肥の施用	・ 栽培日誌 ・ 肥料購入伝票の写し
⑤	密植栽培	県の基準や地域慣行に比べて密植して作付を行う（60株）	・ 栽培日誌 ・ 取組確認できる写真

経営リスクを分散させるため、飼料用米へ転換しましょう
※詳しくは裏面へ！

経営所得安定対策等の活用で 需要に応じた米生産を！！

需要に応じた米政策を取組うえて、経営所得安定対策等を活用して、農業経営の安定化を図りましょう。

主食用米と飼料用米（販売単価別）の10aあたりの収入比較（目安）



※単収は、令和4年産の加工用米等の面積換算を行う際の地域の合理的な単収（527kg/10a）より算出
 ※飼料用米の最大単収は、上記単収に+150kg/10a（677kg/10a）より算出

飼料用米の取組で受けられる交付金と内容

※現時点での内容です

- 1 戦略作物助成…55,000円～105,000円/10a（標準収量の場合80,000円/10a）
- 2 複数年契約加算（産地交付金）…6,000円/10a
 ※複数年（令和2年及び令和3年から3年以上）の販売契約を締結し、コスト低減や作業の効率化などに取組むこと
- 3 転換作物拡大緊急支援事業（都道府県連携型助成事業上乗せ含む）…10,000円
 ※令和4年産において対象作物の作付面積の合計が令和3年産と比べて1a以上拡大かつ、主食用米の作付面積が1a以上減少すること
 ※水田面積が増加した場合は、増加分を含めて主食用米の面積を減少させること
- 4 飼料用米転換促進事業（五泉市単独事業）…5,000円/10a
 ※飼料用米の収量向上のための課題に対する追肥の取組と多収性品種の作付などに取組むこと

五泉市農業再生協議会

（五泉市役所農林課内 TEL:0250-43-3911）